

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
潜水作業手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	1時間 310円 ～1,500円
災害応急作業等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業等	日額 420円 ～1,680円 (東日本大震災関係) 日額 1,000円 ～40,000円
側近警衛等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	① 天皇・皇后・皇太子・皇太子妃・文人親王・悠仁親王の側近警衛 ② その他の皇族の側近警衛・警護対象者の警護	日額 ① 1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収集作業等	日額 800円
銃器犯罪捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕等	日額 600円 ～1,200円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	3,289,094千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	133千円
支給実績(22年度決算)	3,596,023千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	145千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（49,900円～137,700円）	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,432,229 千円	590,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額（39,700円～72,800円）				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師 [医(一)] : 支給限度額 月額410,900円 獣医師 : 支給限度額 月額30,000円	異	獣医師を支給対象	152,215 千円	1,071,000 円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	異			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		3,889,893 千円	274,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。 ①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額 ②自宅に居住する職員 H24年度：2,000円 H25年度：1,000円 H26年度以降：支給なし ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額 (H24年度：1,000円, H25年度：500円, H26年度以降支給なし)	同		2,652,318 千円	174,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給 ①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		570,172 千円	447,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不慣れた地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異	給料等の算出方法が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れた地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校) 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異	給料等の算出方法等が異なる	3,906,372 千円	906,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)	
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。	・地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、 林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×8/100 ・農業開発総合センターの普及指導員、 森林技術総合センターの林業普及指導員、 水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×6/100			96,283 千円	326,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)			196,755 千円	137,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)			561,679 千円	336,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回			599,076 千円	324,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	・部長級 12,000円/回 ・次長級 10,000円/回 ・課長級 8,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。			9,263 千円	126,000 円
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	・滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・ " 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・ " 60日を超える期間 3,970円(5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 () はその他の施設に宿泊する場合。			0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ2,000円～8,000円を支給			1,005,528 千円	69,000 円
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円			16,045 千円	341,000 円
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円			136,456 千円	299,000 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	知 事	930,000 円（減額前	1,240,000 円）
	副 知 事	873,000 円（減額前	970,000 円）
報 酬	議 長	892,400 円（減額前	970,000 円）
	副 議 長	822,150 円（減額前	870,000 円）
	議 員	748,800 円（減額前	780,000 円）
期 末 手 当	知 事 副 知 事 議 長 副 議 長 議 員	（平成23年度支給割合） 2.95 月分 （20%加算措置あり）	
退 職 手 当	知 事	（算定方式）	（1期の手当額）（支給時期）
	副 知 事	1,240,000 円 × 2/3 × 勤続月数 = 39,679,999 円 （4 8 月）	（任期毎）
		970,000 円 × 1/2 × 勤続月数 = 23,280,000 円 （4 8 月）	（任期毎）

(注) 1 給料及び報酬は、減額措置後の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

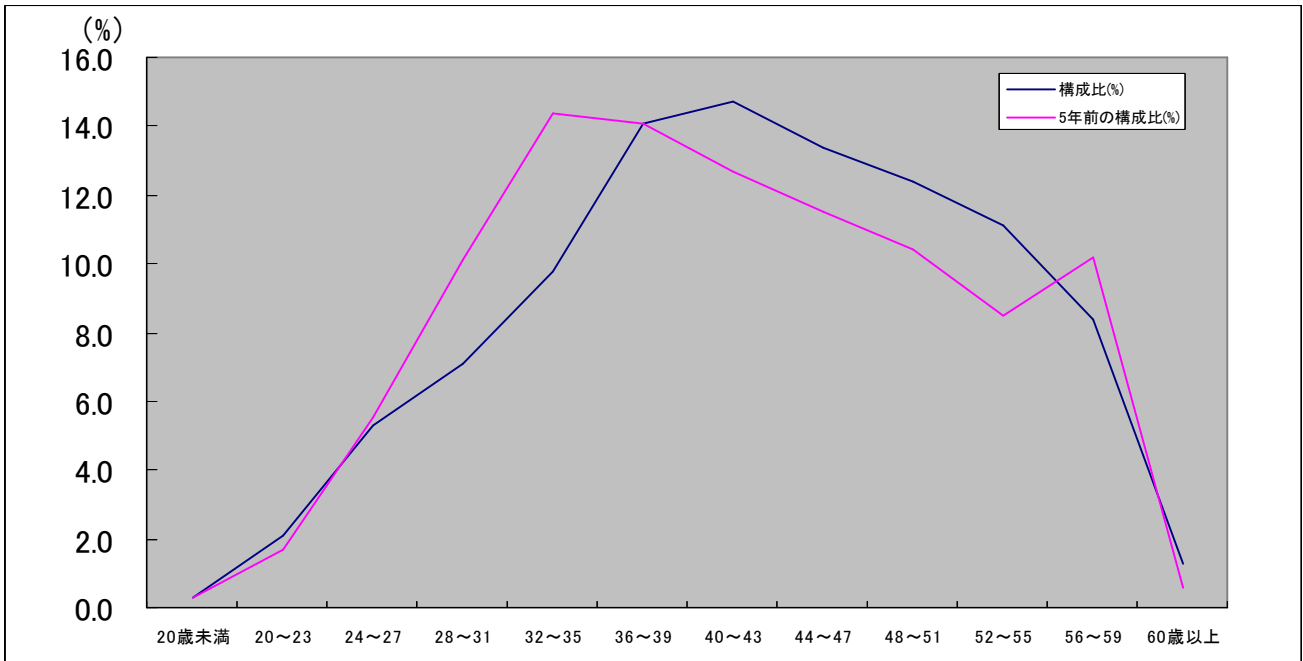
（各年4月1日現在）

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成 23 年	平成 24 年		
一般行政部門	議 会	36	35	△ 1	・庶務事務集中化など事務事業の見直し等による減 増事由 【税務部門】 自動車税担当の増員 【民生部門】 難病相談・支援センター設置に伴う増員 減事由 都市緑化フェア推進室の廃止に伴う減員
	総務企画	927	897	△ 30	
	税 務	183	185	2	
	民 生	432	446	14	
	衛 生	695	694	△ 1	
	労 働	96	96	0	
	農林水産	1,731	1,705	△ 26	
	商 工	186	182	△ 4	
	土 木	986	967	△ 19	
	小 計	5,272	5,207	△ 65	
特別行政部門	教 育	15,940	15,854	△ 86	・児童、生徒数の減による教育部門の定数減等 ・警察部門職員の欠員補充等
	警 察	3,378	3,386	8	
	小 計	19,318	19,240	△ 78	
公営企業等 会計部門	病 院	966	957	△ 9	・病院部門職員の欠員不補充等
	そ の 他	22	22	0	
	小 計	988	979	△ 9	
総 合 計		25,578 (28,219)	25,426 (28,081)	△ 152 (△ 138)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 () 内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	78	536	1,358	1,797	2,481	3,586	3,736	3,415	3,151	2,821	2,125	342	25,426

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	
一般行政	5,928	5,703	5,534	5,396	5,272	5,207	△ 721(△ 12.2%)
教育	16,676	16,437	16,247	16,005	15,940	15,854	△ 822(△ 4.9%)
警察	3,346	3,358	3,370	3,354	3,378	3,386	40(1.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	25,950	25,498	25,151	24,755	24,590	24,447	△ 1,503(△ 5.8%)
公営企業等会計計	941	948	938	941	988	979	38(4.0%)
総合計	26,891	26,446	26,089	25,696	25,578	25,426	△ 1,465(△ 5.4%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 182,835	千円 △ 44,475	千円 21,031	% 11.5	% 9.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 4	千円 13,782	千円 2,643	千円 4,606	千円 21,031	千円 5,258	千円 6,659

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

一般行政職の職員と同様、平成24年度は、一般職員は給料月額が0～2%減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	48.0歳	350,796円	438,141円
団体平均	45.5歳	362,100円	550,637円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,151千円（再任用短時間職員を含む。）	1,524千円	1,500千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	同	—
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
（支給率） 自己都合 勸奨・定年	同	—
勤続20年 23.5月分 30.55月分		
勤続25年 33.5月分 41.34月分		
勤続35年 47.5月分 59.28月分		
最高限度額 59.28月分 59.28月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額		11,371千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	601千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	150千円
支給実績（22年度決算）	843千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	281千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		千円	円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		762 千円	190,500 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。	同		72 千円	18,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		998 千円	249,600 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		千円	円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		千円	円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	A	質収支	B	職員給与費比率	22年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	17,199,841	812,857	10,150,619	59.0	58.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	1,050	3,995,687	1,705,395	1,463,022	7,164,104	6,823	7,266

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成24年度は、県立病院事業管理者は10%、管理職は6%、一般職員（医師を除く。）は0%又は2%、管理職手当が支給されない医師は2%、それぞれ給料月額が減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	42.8歳	332,647円	564,058円
医 師	42.1歳	573,745円	1,354,505円
看 護 師	41.9歳	300,185円	480,577円
事務職員	47.1歳	342,032円	537,390円
団体平均	40.0歳	343,470円	600,849円
医 師	44.2歳	555,250円	1,364,877円
看 護 師	37.9歳	301,712円	478,374円
事務職員	43.5歳	362,444円	569,991円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。
2 県立病院局は、平成18年度に設置されている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,393千円	1,524千円	1,432千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	同	—
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

鹿 児 島 県		鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.5月分	30.55月分	
勤続25年	33.5月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	2,313千円	26,616千円	7,355千円

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給総額（平成23年度決算）	130,958千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成23年度決算）	1,110千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
医 師	23～25%	118人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給総額（23年度決算）	164,330千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	210,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	74.5%		
手当の種類（手当数）	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	助産師，看護師，准看護師	感染症患者等の看護作業に従事	日額 290円
放射線取扱手当	医師，診療放射線技師，看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	日額 250円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	日額 290円
夜間看護等手当	①助産師，看護師，准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員 ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜(22:00～5:00)時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け，正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け，正規の勤務時間が割り振られた日の22時から5時の時間において手術等の業務に従事	① 1回 2,000～ 3,300円 ② 1回 1,620円 ③ 1回 5,000～ 15,000円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員（医師，歯科医師である職員を除く。）のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し，当該専門性に関する業務，研究又は指導に従事	日額 250円
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	一回 20,000円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	208,946千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	236千円
支給実績（22年度決算）	196,111千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	231千円

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 月額：66,500～130,300	同		28,837 千円	901,000 円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師の場合 支給限度額：月額410,900円	同			
初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額30,000円から110,000円の範囲内	異	病院事業独自の基準により加算額を支給	414,542 千円	3,701,000 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		106,092 千円	222,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。 ①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額 ②自宅に居住する職員 H24年度：2,000円 H25年度：1,000円 H26年度以降：支給なし ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額 (H24年度：1,000円, H25年度：500円, H26年度以降支給なし)	同		74,137 千円	138,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給 ①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同		84,136 千円	122,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		29,276 千円	412,000 円
特勤勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(12/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	同		190,558 千円	460,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)	同		98,771 千円	180,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)	同		108,108 千円	125,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。 ・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同		66,573 千円	380,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。 ・給料の特別調整額 25%又は23%の職員 12,000円/回 ・ " 20%の職員 10,000円/回 ・ " 16%の職員 8,000円/回 ・ " 15%の職員 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同		130 千円	33,000 円